

令和2年秋季重点要求及び年末一時金に係る交渉 最終回答

令和2年11月24日

(最終回答)

- 1 令和2年人事院勧告に基づく国家公務員の改正給与法が11月中に可決・成立することを前提として、国の決定に準じ、定年前職員の期末手当の改定を次のとおり実施する。

令和2年12月期の期末手当及び勤勉手当については、所定の手続を経て、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、合計2.2月とし、12月10日に支給する。

なお、令和3年度以降については、6月期と12月期の期末手当が均等になるように0.025月分ずつ配分し、期末手当及び勤勉手当の支給月数の合計をいずれも2.225月とする。

- 2 再任用職員の令和2年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.175月とし、12月10日に支給する。

- 3 初任給基準の見直しは強い要求であると認識しているが、国家公務員に準拠した取扱いであり、現時点で見直すことはできない。

引き続き検討する。

- 4 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、現時点で見直すことはできない。

引き続き検討する。

- 5 再任用職員の格付けの見直しについては、強い要求であると認識している。定年引上げの検討の中で、併せて検討する。

なお、定年引上げについては、国家公務員の動向を注視し、適切な時期に提案する。

- 6 新型コロナウイルス感染症対策等に伴う業務繁忙、育児休業取得者の重複などにより欠員が生じている職場に対する職員補充について、引き続き努力する。
- 7 会計年度任用職員の令和2年12月期の期末手当の支給月数については、条例どおり1.3月とし、12月10日に支給する。  
令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当については、定年前職員の取扱いに準じ、所定の手続を経て、支給月数をそれぞれ0.025月分引き下げ、1.275月とする。
- 8 行政職給料表6等級に基づき報酬を算出している会計年度任用職員について、規則で定める月額報酬の最高号給を4号給引き上げる。  
令和3年4月1日から施行する。  
職務職責に応じた報酬制度については、引き続き研究する。
- 9 週4日勤務の再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について、週5日勤務の者と同様の年次休暇を付与する。  
再任用短時間勤務職員は令和3年1月1日、会計年度任用職員は令和3年4月1日から施行する。
- 10 パートタイム会計年度任用職員の1日の正規の勤務時間を超え、常勤職員の1日の正規の勤務時間に達するまでの時間における時間外勤務に対する報酬の割増率については、再任用短時間勤務職員の取扱いに準じ、100分の100としているものであり、取扱いを変更することは困難である。
- 11 会計年度任用職員の令和2年6月期の期末手当については、期間率を適用することが適切であると考えており、適用しなかった場合との差額の補填等の対応をすることはできない。
- 12 本庁舎のトイレなどの必要な補修については、早期に対応するよう努力する。